

(喜田村・口頭弁論)

上告代理人の喜田村です。

私は、上告人及び上告代理人を代表して、本日、貴裁判所が大法廷での口頭弁論を開かれたことに深く敬意を表したいと思います。私たちは、1996年の提訴以来、本件の最終的な判断は最高裁大法廷こそがふさわしいと信じてきたのであり、本日、弁論の機会を与えられたことに感謝いたします。

(1 選挙権の制限)

本件の争点は、選挙権を日本国外に居住する日本人に行使させないことが許されるのかということです。

言うまでもなく、選挙権は至高の権利であり、憲法の基本原理である国民主権そのものを体現しています。仮にこれを制限するのであれば、絶対に達成しなければならない高度の目的があり、かつ、その目的達成のために必要な限度での規制になっていることが必要です。

これを制限する理由として被上告人の挙げる「選挙を混乱なく公正に執行する」という目的は適法でありましょう。しかし、これを理由として在外日本人の選挙権の行使をすべて奪えるものではありません。

まず、在外日本人の把握の困難さについては、本件提訴後に在外選挙人名簿が混乱なく調製されていることに照らしても、実務上克服可能なものです。これが在外日本人の選挙権制限につながるものでないことは明らかです。

さらに、選挙に関する情報の不足が挙げられていますが、現代は、衛星テレビ、インターネット、国際電話、ファクシミリなどによって、日本国内の情報は、海外においても、日本国内と同時に、同種のものを入手することが可能です。したがって、これを選挙権制限の理由とすることもできません。何よりも、「たとえ情報が少なくとも

選挙権を行使したい」という主権者に対し、国家の側が「情報が少ない」として選挙権を行使させないというのは本末転倒です。

また、選挙の公正の確保は当然ですが、そのような抽象的な理由によって、選挙権という最も重要な権利の行使をすべて認めないとする事は許されません。

(2 救済の必要)

本件では、憲法が保障する権利の中で最も重要な選挙権の行使が立法府によって認められないとき、司法府が何をしなければならないかが問われています。

原判決は、国民の選挙権が侵害された場合に司法的救済の道が閉ざされているわけではないと述べています。しかし、上告人らの請求は、これまですべて退けられているのであり、司法的救済は与えられていません。このように、憲法で「国民の権利」として公務員の選定権が保障されているにもかかわらず、現在は司法的救済が与えられていない状態なのです。

しかし、ある権利が侵害されたとき、これに対して救済が与えられないのであれば、それを「権利」と呼ぶことはできません。最高裁判所は、国家の一切の行為が憲法に適合するかどうかを最終的に決定する権限を有しています。上告人らは、貴裁判所に対し、選挙権を行使できなかったこと、そして現在もなおその一部について行使できないでいることについて、適切な救済を与えるよう求めます。

これに関連して、一点補足いたします。被上告人は、国会の裁量権を強調されています。しかし、上告人らは、国会に自らの声を反映させることができないとして本件を提起しているのです。その訴えに対して、「国会が決めることだから」というのは答になりません。すなわち、国会の裁量権は、他の場合はともかく、本件では決して主張してはならないものなのです。

原判決は、「公職選挙法が上告人らに選挙権の行使を認めていないことの違法確認」及び「上告人らが選挙権を行使する権利を有することの確認」について、いずれも却下しました。しかし、この点については、原判決後になされた行政事件訴訟法の改正に留意すべきです。改正前の行政事件訴訟法は、実質的当事者訴訟を「公法上の法律関係に関する訴訟」と規定していました。これに対し、改正後の現行法は、「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」と規定しています。この改正の趣旨については、「『公法上の法律関係に関する訴訟』の中には、『公法上の法律関係に関する確認の訴え』が当然に含まれることを明らかにした」と説明されています。上告人らの請求が、実質的当事者訴訟として認められるべきであったことは明らかです。

このように、国民が憲法上の権利を行使できないでいるとき、これに対して救済を与えるのは、最終的には最高裁判所、特にその大法廷の判決によってであります。この意味でも、本件を貴裁判所が大法廷で審理することの意義は大きいものがあります。

(3 日本社会の損失)

総括的な弁論の最後として、在外日本人に選挙権の行使を認めないことが、単に上告人ら、あるいは在外日本人にとっての重大な人権侵害であるのみならず、日本社会全体にとっても大きな損失であることを指摘したいと思います。

海外に在留する日本人の数については、1960 年から統計がありますが、同年は約 24 万人でした。その後、この数は、日本の復興、発展と共にほぼ一貫して伸びており、上告人らが本訴を提起した 1996 年及び最新の総選挙が実施された 2003 年には、それぞれ約 76 万人及び約 91 万人となっています。このうち選挙権を有する者は、これらの年でそれぞれ約 61 万人及び約 72 万人であり、これだけの有権者が選挙権を行使できなかったと思われます。

他方、衆議院小選挙区の有権者数の最小のものは、1996 年では約 19 万人、2003

年では約 21 万人でした。つまり、在外日本人が選挙権を行使できないために、1996 年でも 2003 年でも、有権者数最少の小選挙区で換算すれば、衆議院議員 3 人を選ぶだけの有権者が、その声を反映させることができなかったのです。

さらに、これらの日本人は、海外にいるというそのユニークな立場によって、国政にとってかけがえのない貢献をなしている人々です。「ふるさととは遠きにありて思ふもの」と詩人が詠ったのは大正時代でしたが、その心は海外にいる現代の日本人にとっても変わりません。明治以降の日本の発展は、海外に出た日本人がその地で学び、働き、その成果を日本に持ち帰ってきたことに大きく拠っています。この人たちは、日本から地理的に離れることによって、さらに深く日本のことを理解し、思うことができるのです。これらの人々の声を国政に反映させないことは日本社会全体の損失です。

これらの人たちが国政に参加する道は、かつては、日本に戻ってきた後でなければありえなかったかもしれません。しかし、現代においては、それを待たずとも、海外にいるまま、そのような道を開くことができるはずです。

それを実現することこそが、憲法を実現する最高裁判所の崇高な責務であると信じます。